

## 第2期アーティスト・フォローアップ（モデル）事業 助成金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県文化振興財団（以下、「財団」という。）が千葉県と締結した「第2期アーティスト・フォローアップ（モデル）事業運営業務委託契約」に基づき、財団が行う「第2期アーティスト・フォローアップ（モデル）事業」の助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

（助成対象者）

第2条 この助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の条件をすべて満たす個人又はグループ等とする。

- （1）千葉県に在住、在学、又は千葉県を活動拠点としていること。
- （2）美術（平面・立体）、デザイン、軽音楽、コンテンポラリーダンスの分野において活動する新進気鋭のアーティスト

- （3）令和8年3月31日時点で39歳以下の者

2 次の掲げる個人又はグループ等は、この要領に基づく助成金の対象としない。

- （1）特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- （2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- （3）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- （4）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員に該当する者があるもの
- （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （6）千葉県に納付すべき税及び千葉県に対する債務の支払いを滞納している者

（助成対象事業）

第3条 助成金の交付の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、美術（平面・立体）、デザイン、軽音楽、コンテンポラリーダンスの分野において、支援プログラム1（伴走型）はアーティストとしてのキャリア形成に係る活動、支援プログラム2（テーマ設定型）は千葉県独自の多様な魅力（豊かな自然、歴史、文化など）をテーマとした芸術創造活動とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、助成金の交付の対象外とする。

- （1）千葉県又は財団が主催、共催する事業
- （2）千葉県又は財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給を予定されている事業
- （3）千葉県及び財団が管理運営する施設との共催事業、提携事業
- （4）国際親善や市民レベルでの文化交流を目的とする活動
- （5）特定の政治活動、宗教活動
- （6）慈善事業等への寄付を主な目的とする活動

(7) 支出以上の収入が見込める活動

(助成金)

第4条 財団は、助成対象事業を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として認められる経費（以下「助成対象経費」という。）について、助成金を交付する。

- 2 助成金の額は、支出合計額から自己収入額を控除した助成対象経費の合計額とし、1件につき50万円を上限とする。
- 3 助成の対象とする事業期間は、原則として令和7年4月1日から令和8年2月28日までの11か月とする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、以下のとおりとする。

- (1) 制作にかかる資材費・機材費
- (2) 会場使用費
- (3) 印刷費、郵送費、保険料など事務費
- (4) 著作権料
- (5) 発表等の当日運営費
- (6) 調査研究費
- (7) その他制作活動にあたって必要な経費で財団が認めるもの

2 次に掲げる経費は助成の対象外とする。

- (1) 交際費、接待費、飲食費
- (2) 諸給与、生活費
- (3) 事務所の維持費・管理運営費
- (4) 行政機関・金融機関に支払う手数料（パスポート取得経費、印紙代、振込手数料等）
- (5) 個人やグループ等の財産となるものの購入  
(楽器購入費、機材購入費、事務機器、事務用品の購入・借用費等)

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を財団に提出しなければならない。

(1) 支援プログラム1（伴走型）

ア 支援プログラム1助成金交付申請書（第1号様式個人用 又は 第2号様式グループ用）

イ 誓約書（第3号様式）

(2) 支援プログラム2（テーマ設定型）

ア 支援プログラム2助成金交付申請書（第1号様式個人用 又は 第2号様式グループ用）

イ 誓約書（第3号様式）

(助成金の交付決定及び通知)

第7条 財団は、前条に規定する申請を受理したときは、審査を経て交付決定をし、助成金交付決定通知書(第4号様式)により助成金交付を通知するものとする。

(助成金の交付決定の条件)

第8条 前条の規定に基づき助成金の交付決定を受けた申請者には、次の(1)及び(2)の条件を付す。

- (1) 助成対象となる活動の実施に関する一切の責任を申請者が負うこと。
- (2) 助成金を助成対象となる活動以外の目的に使用しないこと。

(活動内容の変更等)

第9条 助成対象者は、活動内容の変更又は助成事業に要する経費の変更が生じた場合、あらかじめ、変更(中止・廃止)申請書(第5号様式)を財団に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りではない。

2 財団は、変更申請を受理したときは、その内容を審議の上、変更の適否を決定し、変更(中止・廃止)申請承認書(変更:第6号様式、中止・廃止:第7号様式)により助成対象者に通知するものとする。

(活動報告書等の提出)

第10条 助成対象者は、支援プログラム1(伴走型)は定められた期日までに、支援プログラム2(テーマ設定型)は対象となる活動の完了後30日以内又は定められた期日までに、次の書類を財団に提出しなければならない。

(1) 支援プログラム1(伴走型)

- ア 活動報告書(第8号様式)
- イ 年鑑等(チラシやパンフレットなどの印刷物画像や映像等を含む)

(2) 支援プログラム2(テーマ設定型)

- ア 活動報告書(第9号様式)
- イ 年鑑等(チラシやパンフレットなどの印刷物画像や映像等を含む)

(助成金の交付額の確定)

第11条 財団は、前条の規定による活動報告があった場合においては、その内容等を審査し、助成対象事業が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書(第10号様式)により助成対象者に通知する。

2 財団は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の交付及び精算)

第12条 前条に規定する助成金交付額確定通知書を受けた助成対象者は、助成金の交付を受けようとする場合は、助成金請求書(第11号様式)を財団に提出しなければならない。

2 財団は、第1項の規定にかかわらず、助成対象者の請求に基づき交付決定額の2分の1を概算払により交付することができる。

3 前項の規定により概算払を受けた助成対象者は、前条の助成金交付額確定通知書を受けた後、助成金の精算を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 財団は、助成対象者が次の(1)から(4)までのうちいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成の交付申請について、不正の事実があった場合

(2) 助成金を他の目的に使用した場合

(3) その他この助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要領に違反したと認められる場合

(4) 助成の対象となる活動を中止した場合

2 財団は、前項により取消しをした場合は、助成金交付決定取消通知書(第12号様式)により速やかに助成対象者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 財団は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象者の活動の全部若しくは一部を遂行できなくなったときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(助成金の返還)

第15条 財団は、第13条及び第14条の規定により交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 財団は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項に基づく助成金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(書類等の整備保管)

第16条 助成対象者は、当該助成対象活動に係る収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。

2 前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、助成金の交付を受け

た年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第17条 財団は、助成対象事業の適正な遂行を確保するため必要があるときは、助成対象者に対し報告させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 財団は、前項の規定による調査等により、助成対象者による活動が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずることができる。

3 助成対象者は、前項の規定による命令を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。